

岩手県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成29年8月30日から同年9月27日まで関係書類を縦覧に供する。

平成29年8月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
山口地区	当該決定に係る換地計画書の写し	一関市役所